

休業されている事業主の方へ

## 令和5年台風第13号に伴う雇用保険の特例措置について

令和5年台風第13号に伴い、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は災害救助法適用区域でなくても、労働者の就業場所（事業所非該当施設、店舗、建設現場、派遣先など）が災害救助法適用区域の場合も対象になります。

手続きの流れ

- ① 雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書に内容を記載（「⑦（離職理由）」欄の「6その他」に、災害により事業所が休業するに至ったため解雇することを余儀なくされたこと及び再雇用予定年月日（不明の場合はその旨）を記載してください）のうえ管轄のハローワークに提出

（賃金台帳等を確認させていただく場合があります）

※管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク

（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

- ② ハローワークから離職票を受け取り、一時離職した労働者へ送付

（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）

- ③ 労働者が離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続

（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

### ※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

（※）災害救助法適用市町村（令和5年9月8日適用）

**茨城県：日立市、高萩市、北茨城市**

福島県：いわき市、南相馬市

千葉県：茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市

長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

**労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。**

**※詳細な内容は、裏面の労働局またはハローワークにお問い合わせください。**

## 茨城労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
茨城労働局職業安定課	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号	029-224-6218
ハローワーク水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	029-231-6221
ハローワーク水戸 笠間出張所	〒309-1613 笠間市石井2026-1	0296-72-0252
ハローワーク日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441
ハローワーク筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	0296-22-2188
ハローワーク筑西 下妻出張所	〒304-0067 下妻市下妻乙124-2	0296-43-3737
ハローワーク土浦	〒300-0805 土浦市宍塚1838	029-822-5124
ハローワーク古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	0280-32-0461
ハローワーク常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	0297-22-8609
ハローワーク石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	〒319-2225 常陸大宮市野中町3083-1	0295-52-3185
ハローワーク龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297-60-2727
ハローワーク高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	0299-83-2318

※下記QRコードより、茨城労働局HPへアクセスできます。

